

賛助会員入会規約

J G R A

公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟

1. 会員の種類及び資格

本連盟の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1)正会員：本連盟の目的に賛同して入会するゴルフ練習場事業を営む法人及び個人とする。

(2)賛助会員：上記の(1)に該当しないもので本連盟の目的に賛同しその事業に協力しようとする者とする。

2. 賛助会員の入会申込方法

(1)「賛助会員入会申込書」の提出別に定めた「賛助会員入会申込書」に必要事項を記入の上、本連盟の支部にお申し込み下さい。

(2)会費の納入会費の納入方法については、本連盟理事会で正式に入会承認を得たのち、ただちにご連絡いたします。

3. 会費

(1) 賛助会員の年会費は1口30,000円です。

(2) 賛助会員の年会費は「個人賛助会員1口30,000円・法人賛助会員2口60,000円」となります。

(3) 賛助会員の入会金は、ありません。

4. 会費規則

目的

第1条

この規則は、定款第7条に基づき、本連盟の入会金及び会費について定めることを目的とする。

会費

第3条の2

賛助会員の会費は、「法人：年額60,000円・個人：30,000円」とする。

臨時会費

第4条

臨時に資金を必要とするときは、総会の議決を得て、会員から臨時会費を徴収することができる。

納入方法

第5条 会費の納入は、当該年度の4月に1カ年分を全納するものとする。

2 納入の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

会費の不返還

第6条 既納の入会金及び会費は、原則として返還しない。

第7条 反社会的勢力の排除

I. 賛助会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

2. 次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) その他、暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

II. 理事会の決議により除名となる者

1. 自ら、または第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当連盟の信用を毀損し、または当連盟の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

2. 第7条のIおよびIIのいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して、入会申込書で虚偽の申告をしたことが判明した時。

附則

この規則は、内閣府の設立許可のあった日から施工する。

設立許可年月日（公益社団法人）・・・・・・・・平成25年6月20日

公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-17-5
原宿シュロス303号室
TEL：03-5772-3821
FAX：03-5772-3822
Email:info@jgra.or.jp